

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和六年七月九日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年五月十五日奈良県指令中土第五六一一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年六月二十日中土第七六一二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市上品寺町一番八、一番九及び一番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市常盤町三五三番地の三

森本誠一